平成31(2019)年度三重県電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、平成31(2019)年度に三重県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、三重県が行う電力調達契約の競争入札に係る落札資格の確認に際し、電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、 第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種行政委員 (会)事務局、警察本部の地域機関を含む三重県の全ての機関(以下「各部局等」という。) とする。

(環境評価項目)

- 第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。
- (1) 基本項目
 - 二酸化炭素排出係数 未利用エネルギーの活用状況 再生可能エネルギーの導入状況
- (2) 加点項目

グリーン電力証書の購入状況 環境マネジメントシステムの導入状況

(評価)

- 第5条 三重県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)」により算定し、その評価点等を「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(様式1、以下「評価項目報告書」という。)」に記載し、三重県知事に提出する。
- 2 環境生活部長は、電気事業者から提出された様式 1「評価項目報告書」の内容を確認し、 各電気事業者の評価点を判定する。
- 3 環境生活部長は、判定の結果について、各部局等の長及び各電気事業者へ通知するもの とする。

(落札資格)

第6条 落札資格は、次のとおりとする。

第4条(1)の から に定める基本項目を、別表1「評価基準」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であること。

基本項目の評価点が70点に満たない場合、第4条(2)の 及び に定める加点項目の 得点を加えた合計点数が70点以上であること。

(落札資格の確認)

第7条 各部局等の長は、各電気事業者の評価点を確認し、落札資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について 必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理は、環境生活部地球温暖化対策課において行う。

附則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

別表1「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準」

環境評価基本項目	区分	配点
平成29年度1kWh 当たりの二酸化炭素	0.000 以上 0.400 未満	70
排出係数(調整後排出係数) * 1	0.400 以上 0.425 未満	65
〔単位:kg-CO2/kWh〕	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上	20
平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
* 2	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
* 3	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	導入していない	0
上記 から の合計	-	100
環境評価加点項目	区分	配点
グリーン電力証書の購入状況 * 4	有(三重県産)	5
環境マネジメントシステムの導入状況 *5	導入している	5

- * 1 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された平成29年度の調整後排出係数をいう。
- *2(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定式)

平成 29 年度の未利用エネルギーの活用状況(%) = (平成 29 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)÷平成 29 年度の供給電力量(需要端)(kWh)) × 1 0 0

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス共有を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

工場等の廃熱又は排圧

廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

高炉ガス又は副生ガス

- (3) 平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (4) 平成29年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- *3(1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の から に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を平成29年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。

平成 29 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) 平成 29 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(た だし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く)

グリーンエネルギーの 2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーの 2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)(ただし、平成 29 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

J - クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、平成29年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に

係る非化石証書の量(kWh)(ただし、平成29年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

(算定式)

平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = 平成 29 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(+ + + +)(kWh)÷平成 29 年度の供給電力量(需要端)(kWh)×100

- (2) 再生可能エネルギーとは、FIT 法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000 kW 未満、ただし、揚水発電は含まない。)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- (3) 平成29年度の再生可能エネルギー電気の利用量(+++++)には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (4) 平成29年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- * 4(1) グリーン電力証書購入状況は「三重県環境に配慮した電力調達評価項目報告書」 の提出日までの過去1年間分の三重県内にある発電施設からの購入状況とする。 また、購入状況には購入予約契約も含む。
 - (2) グリーンエネルギーCO2削減相当量として調整後二酸化炭素排出量の算定に用いたものを除く。
- * 5 環境マネジメントシステム(EMS)の導入状況で、評価対象となる EMS は、「ISO14001」、「M-EMS」、「KES」、「エコアクション 21」、「エコステージ」とする。

三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

三重県知事 あて

住所:

商号または名称: 代表者職・氏名:

三重県が行う電力調達契約の入札に参加したいので、三重県環境に配慮した電力調達契約 評価基準(別表1)により算定した点数等を記載し提出します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1 平成29年度の状況

環境評価基本項目	自社の基準値等	点数	確認資料
1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数			
未利用エネルギーの活用状況			算出根拠書類
再生可能エネルギーの導入状況			算出根拠書類
環境評価加点項目	自社の基準値等	点数	確認資料
グリーン電力証書の購入状況			証書の写し等
環境マネジメントシステムの導入状況			登録証の写し
計		-	

注1)1の「自社の基準値」及び「点数」には、別表1により算出した値を記載すること。

注2)1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注3)環境評価加点項目は基本項目での合計点数が70点に満たない場合に記載すること。

担当部署:		
担当者名:		
	fax 番号:	
E-Mail:		